

富山市介護職場環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市介護職場環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象施設・サービス等」とは、介護保険施設又は介護サービスで次に掲げるものをいう。

- (1) 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 認知症対応型共同生活介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (7) 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

2 この要綱において「要介護者」とは、要介護1から要介護5の状態区分の者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、介護職場における環境改善を推進するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 対象施設・サービス等を運営又は提供する法人とし、指定事業所単位で補助事業者となる。
- (2) 補助事業者からサービスを受けている富山市の第1号被保険者のうち、前年度1年間に要介護認定（更新又は区分変更）を受けた要介護者の数を基準とし、介護度が改善した人数の合計が100分の4を超える場合とする。
- (3) 前号に規定する要介護者とは、要介護認定（更新又は区分変更）前2か月以上継続して当該事業者のサービスを利用した者とする。

(補助基準額及び交付の対象経費)

第5条 補助単価、補助基準及び対象経費は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式

第1号) に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した事業者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費又は事業の内容を変更する場合には、補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「財産」という。)については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することによって収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助単価	2 補助基準	3 対象経費
<p>算定対象者数一人につき 50,000円以内</p>	<p>補助金額の算定の基礎となる算定対象者数は以下により求める。</p> <p>対象となる「要介護度が1以上改善した者」を「要介護認定の更新又は区分変更を受けた者」で除した割合が4%を超える人数。ただし、20%を上限とする。</p>	<p>補助の対象となる経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護人材の確保に関する経費 ② 介護職員の資格取得に関する経費 ③ 職場労働環境を改善するための経費 ④ 職員の福利厚生の実施のための経費等